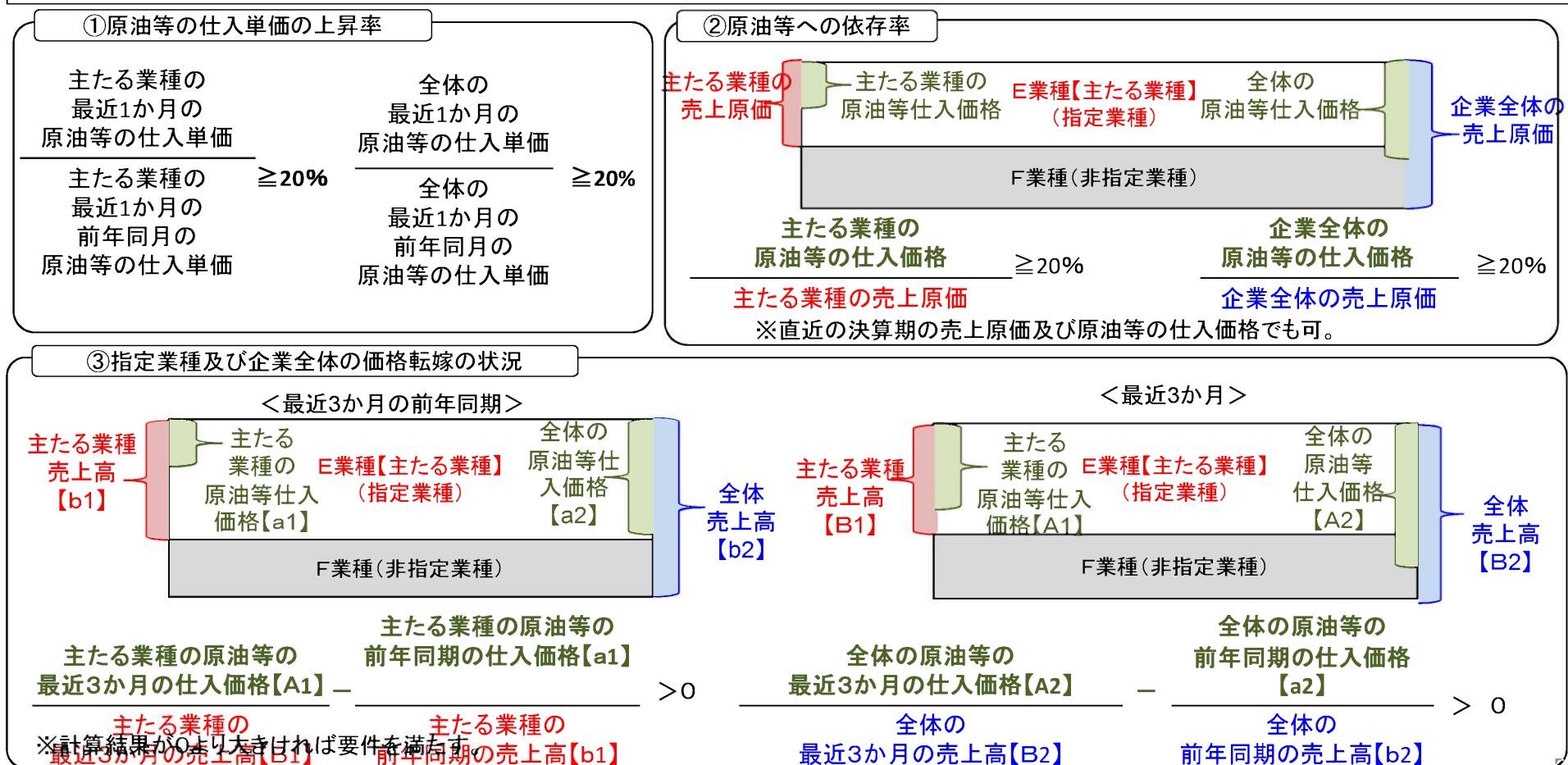


認定要件②に係る(口)の基準の取扱い
 (主たる業種及び企業全体双方に係る原油等の仕入価格の上昇等に係る要件))

○以下の要件のいずれも満たすこと。

- ①主たる業種及び企業全体それぞれについて、原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇（主たる業種及び企業全体の原油等の仕入単価の上昇率）
- ②主たる業種及び企業全体それぞれについて、売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上（主たる業種及び企業全体の原油等への依存率）
- ③主たる業種及び企業全体それぞれについて、最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること（主たる業種及び企業全体の価格転嫁の状況）

○上記①から③の適用関係のイメージは以下のとおり。



認定要件③に係る(口)の基準の取扱い

(指定業種に係る原油等の仕入価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できていないことに係る要件))

○以下の要件のいずれも満たすこと。

- ①指定業種に係る原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇（原油等の仕入単価の上昇率）
- ②企業全体の売上原価のうち、指定業種に係る原油等の仕入価格が20%以上（原油等への依存率）
- ③指定業種の最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、指定業種の前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること（指定業種に係る価格転嫁の状況）
- ④企業全体の最近3か月の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、企業全体の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っていること（企業全体に係る価格転嫁の状況）

○上記①から④の適用関係のイメージは以下のとおり。

